

トピックス

I 介護施設等における虐待防止体制の整備

運営基準の改正（R 3. 4. 1）により**全ての介護サービス事業者を対象に**次の項目が義務付けられました。

虐待の発生又はその発生を防止するための委員会（虐待防止検討委員会）の開催

虐待防止指
針の整備

研修の実施

虐待担当者
を定める

3年の経過措置期間が設けられていますが、令和3年4月1日から努力義務として施行されていますので、各事業所につきましては体制整備に努めてください。

Ⅱ 新型コロナウイルスの感染拡大時における 高齢者虐待への対応



早期発見・未然防止のために関係機関との連携・協働
の必要性が重要視されています。

法・マニュアルに基づく適切な対応をお願いします。